

4 公的機関の各機関の状況

(1)地方自治体の各機関の状況

① 都の機関の状況(法定雇用率2.1%)

都の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備 考
1 知 事 部 局	21,353	660.0	3.09	0.0	
2 議 会 局	127	3.0	2.36	0.0	
3 人 事 委 員 会	67	2.0	2.99	0.0	
4 監 査 事 務 局	89	3.0	3.37	0.0	
5 交 通 局	1,976	49.0	2.48	0.0	
6 水 道 局	2,864	89.0	3.11	0.0	
7 下 水 道 局	1,286	55.0	4.28	0.0	
8 警 視 庁	3,031	41.0	1.35	22.0	
9 東 京 消 防 庁	417	3.0	0.72	5.0	
都の機関合計	31,210	905.0	2.90	27.0	

② 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.1%)

区の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備 考
1 千 代 田 区	1,057	24.0	2.27	0.0	
2 中 央 区	1,454	45.0	3.09	0.0	
3 港 区	2,276	62.0	2.72	0.0	
4 新 宿 区	2,858	89.0	3.11	0.0	
5 文 京 区	1,778	60.0	3.37	0.0	
6 台 東 区	1,481	50.0	3.38	0.0	
7 墨 田 区	2,143	58.0	2.71	0.0	
8 江 東 区	2,669	70.0	2.62	0.0	
9 品 川 区	2,285	76.0	3.33	0.0	
10 目 黒 区	2,644	77.0	2.91	0.0	
11 大 田 区	4,199	145.0	3.45	0.0	
12 世 田 谷 区	4,834	133.0	2.75	0.0	
13 澁 谷 区	2,052	56.0	2.73	0.0	
14 中 野 区	2,088	62.0	2.97	0.0	
15 杉 並 区	3,834	91.0	2.37	0.0	
16 豊 島 区	2,059	60.0	2.91	0.0	
17 北 区	2,647	66.0	2.49	0.0	
18 荒 川 区	1,589	58.0	3.65	0.0	
19 板 橋 区	3,221	100.0	3.10	0.0	
20 練 馬 区	4,388	111.0	2.53	0.0	
21 足 立 区	3,263	102.0	3.13	0.0	
22 葛 飾 区	3,236	84.0	2.60	0.0	
23 江 戸 川 区	4,027	100.0	2.48	0.0	
24 特別区人事・厚生事務組合	249	15.0	6.02	0.0	
25 特別区競馬組合	94	6.0	6.38	0.0	
26 東京23区清掃一部事務組合	864	21.0	2.43	0.0	
区の機関合計	63,289	1821.0	2.88	0.0	

市町村の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備 考
1 八 王 子 市	3,354	77.0	2.30	0.0	特例承認あり(注4)
2 立 川 市	938	24.0	2.56	0.0	
3 武 蔵 野 市	830	19.0	2.29	0.0	特例承認あり(注4)
4 三 鷹 市	683	17.0	2.49	0.0	
5 青 梅 市	1,177	25.0	2.12	0.0	特例承認あり(注4)
6 府 中 市	926	22.0	2.38	0.0	
7 昭 島 市	431	8.0	1.86	1.0	
8 調 布 市	969	26.0	2.68	0.0	
9 町 田 市	2,540	59.0	2.32	0.0	特例承認あり(注4)
10 小 金 井 市	734	19.0	2.59	0.0	特例承認あり(注4)
11 小 平 市	730	16.0	2.19	0.0	
12 日 野 市	754	16.0	2.12	0.0	
13 東 村 山 市	685	15.0	2.19	0.0	
14 国 分 寺 市	955	16.0	1.68	4.0	
15 国 立 市	402	12.0	2.99	0.0	特例承認あり(注4)
16 福 生 市	377	8.0	2.12	0.0	特例承認あり(注4)
17 狛 江 市	355	7.0	1.97	0.0	
18 東 大 和 市	504	18.0	3.57	0.0	特例承認あり(注4)
19 清 瀬 市	388	11.0	2.84	0.0	特例承認あり(注4)
20 東 久 留 米 市	645	13.0	2.02	0.0	特例承認あり(注4)
21 武 蔵 村 山 市	427	11.0	2.58	0.0	特例承認あり(注4)
22 多 摩 市	596	16.0	2.68	0.0	
23 稲 城 市	363	8.0	2.20	0.0	特例承認あり(注4)
24 羽 村 市	277	6.0	2.17	0.0	
25 あ き る 野 市	504	9.0	1.79	1.0	特例承認あり(注4)
26 西 東 京 市	811	19.0	2.34	0.0	特例承認あり(注4)
27 瑞 穂 町	222	6.0	2.70	0.0	
28 日 の 出 町	186	4.0	2.15	0.0	
29 檜 原 村	86	1.0	1.16	0.0	
30 奥 多 摩 町	83	2.0	2.41	0.0	
31 大 島 町	166	2.0	1.20	1.0	
32 利 島 村	—	—	—	—	注5
33 新 島 村	117	2.0	1.71	0.0	
34 神 津 島 村	110	3.0	2.73	0.0	
35 三 宅 村	96	3.0	3.13	0.0	
36 御 蔵 島 村	—	—	—	—	注5
37 八 丈 町	130	2.0	1.54	0.0	
38 青 ケ 島 村	—	—	—	—	注5
39 小 笠 原 村	89	0.0	0.00	1.0	
40 立 川 市 教 育 委 員 会	308	8.0	2.60	0.0	
41 三 鷹 市 教 育 委 員 会	227	5.0	2.20	0.0	
42 府 中 市 教 育 委 員 会	313	8.0	2.56	0.0	
43 昭 島 市 教 育 委 員 会	192	4.0	2.08	0.0	
44 調 布 市 教 育 委 員 会	240	5.0	2.08	0.0	
45 小 平 市 教 育 委 員 会	248	5.0	2.02	0.0	
46 日 野 市 教 育 委 員 会	239	6.0	2.51	0.0	
47 東 村 山 市 教 育 委 員 会	173	5.0	2.89	0.0	
48 国 分 寺 市 教 育 委 員 会	212	4.0	1.89	0.0	
49 狛 江 市 教 育 委 員 会	88	1.0	1.14	0.0	
50 多 摩 市 教 育 委 員 会	212	5.0	2.36	0.0	
51 羽 村 市 教 育 委 員 会	—	—	—	—	注5
52 日 野 市 立 病 院	92	3.0	3.26	0.0	
53 福 生 病 院 組 合	109	2.0	1.83	0.0	
54 稲 城 市 立 病 院	103	2.0	1.94	0.0	
55 阿 伎 留 病 院 組 合	113	2.0	1.77	0.0	
56 昭 和 病 院 組 合	329	7.0	2.13	0.0	
57 武 蔵 野 市 水 道 部	54	1.0	1.85	0.0	
58 柳 泉 園 組 合	52	1.0	1.92	0.0	
市町村の機関の合計	25,944	596.0	2.30	8.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

注3 ③欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 ④欄の市は特例承認を受けている。特例承認とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

地方認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
八王子市	八王子市教育委員会
武蔵野市	武蔵野市教育委員会
青梅市	青梅市教育委員会
町田市	町田市教育委員会
小金井市	小金井市教育委員会
国立市	国立市教育委員会
福生市	福生市教育委員会
東大和市	東大和市教育委員会
清瀬市	清瀬市教育委員会
東久留米市	東久留米市教育委員会
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会
稲城市	稲城市教育委員会
あきる野市	あきる野市教育委員会
西東京市	西東京市教育委員会
調布市	調布市教育委員会

注5 -は、職員数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生しないもの。

各機関の合計値	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備 考
都の機関合計	31,210	905.0	2.90	27.0	
区の機関合計	63,289	1821.0	2.88	0.0	
市町村の機関の合計	25,944	596.0	2.30	4.0	
法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体合計	120,443	3322.0	2.76	31.0	

③ 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

教育委員会	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備 考
東京都教育委員会	40,878	709.0	1.73	108.0	
法定雇用率2.0%が適用される教育委員会合計	40,878	709.0	1.73	108.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2)特殊法人等(地方所管)における各機関の状況

法人名	の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備 考
1 東京都産業技術研究センター	275	6.0	2.18	0.0	
2 首都大学東京	556	16.0	2.88	0.0	
3 東京都住宅供給公社	811	20.0	2.47	0.0	
特殊法人(地方所管)の合計	1,642	42.0	2.56	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 東京都道路公社及び区市町村土地開発公社については労働者数がいずれも48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。